

和歌山県立医科大学附属図書館規程

制 定 平成 10 年 9 月 1 日 和医大規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書館を利用できる者は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の教職員、学生、大学院生、研究生、聴講生、博士研究員、臨床研究医及び診療医とする。

2 前項の規定にかかわらず、学外者で特に館長の許可を得た者は、その許可の範囲内で図書館を利用することができる。

(休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

2 館長は、蔵書点検その他特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項各号に掲げる休館日のほか、臨時に休館することができる。

(開館時間)

第 4 条 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第 5 条 図書館を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 館内秩序を乱し、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(館内閲覧)

第 6 条 図書館内においては、貴重図書を除くすべての図書を自由に閲覧することができる。

2 貴重図書の閲覧をしようとするときは、館長の許可を受けなければならない。

(学外者の図書閲覧手続)

第 7 条 学外者で図書を閲覧しようとするときは、職員証明書又はこれに代るものを館長に提示してその許可を受けなければならない。

(利用者カード)

第 8 条 図書の貸出を受けようとする者は、館長に職員証明書、学生証又はこれに代

るものを提示し、利用者カード（[別記第 1 号様式](#)。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 第 2 条第 1 項に規定する者に対して交付されるカードの有効期限は、本学に在職又は在籍している期間とする。
- 3 第 2 条第 2 項に規定する者に対して交付されるカードの有効期限は、当該カードの交付を受けた年度の末日とする。
- 4 有効期限を経過したカードは、直ちに館長に返却しなければならない。
- 5 カードの交付を受けた者は、その所属、住所その他カードの登録事項に変更が生じたとき、又はカードを紛失したときは遅滞なく館長に届け出なければならない。
- 6 館長は、前項の規定による届出があったときは、カードを再発行することができる。
- 7 カードの使用は本人に限る。

（図書の出借手続）

第 9 条 図書の貸出を受けようとするときは、図書にカードを添えて請求しなければならない。

（館外貸出の禁止）

第 10 条 次に掲げる図書資料は貸出を禁止する。ただし、視聴覚資料について館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 辞典類
- (3) 最新着未製本雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他図書館に常時備付を必要とする特殊図書

（館外貸出）

第 11 条 貸出できる図書の冊数及び期間は、次表のとおりとする。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

利 用 者	種 別	冊数	期間	
本学の教職員、大学院生、研究生、博士研究員、臨床研究医又は診療医	単 行 本	5 冊	7 日	
	雑 誌	製 本	5 冊	7 日
		未製本	3 冊	1 日
本学の学生又は聴講生	単 行 本	3 冊	7 日	
	雑 誌	製 本	1 冊	7 日
その他の者	単 行 本	2 冊	7 日	

- 2 単行本は、次項の規定による貸出予約がない場合、1 回に限り貸出期間の更新をすることができる。
- 3 貸出を希望する単行本が貸出中の場合は、第 2 条第 1 項に規定する者に限り、返

却後の貸出を予約できるものとする。

(転貸の禁止)

策 12 条 貸出を受けた図書は、いかなるときにも転貸してはならない。

(図書の返却)

第 13 条 貸出を受けた図書は、必ず期限内に返却しなければならない。ただし、教職員、学生等が退職、卒業、その他の理由により本学に在職又は在籍しなくなったときは、期限内であっても直ちに返却しなければならない。

(貸出期間中の返還要求)

第 14 条 館長は、貸出中の図書について必要があると認めるときは、いつでもこれを返還させることができる。

(弁償の責任)

第 15 条 閲覧者が図書等を破損し、又は亡失したときは、現品をもって弁償しなければならない。ただし、現品により弁償し難いときは、館長の指定する金額をもってしなければならない。

(利用の停止等)

第 16 条 館長は、図書館の利用に関する諸規定に反する者及びその他図書館の利用について著しく不都合な行為のあった者に対し、図書館の利用を制限又は禁止することができる。

(図書等の寄贈又は寄託)

第 17 条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委員会)

第 18 条 図書館の企画及び運用等に関する重要な事項を審議するため、図書館委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、館長は、学長の承認を得て図書館の利用について必要な事項を定める。

附 則

1 この規程は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

2 和歌山県立医科大学附属図書館規程 (昭和 46 年 7 月 20 日医大規程第 7 号) は、廃止する。